

造林事業及び素材生産事業における単品スライド条項の適用等について

○単品スライド条項の適用

単品スライド条項適用の背景

- ・主要な材料価格の急激な変動
- ・契約締結時に想定した価格水準の維持が困難
- ・契約の公平性・均衡を確保する必要性

単品スライド条項の契約上の位置づけ

根拠条項：工事請負契約書 第26条第5項
対 象：燃料油 等、病虫獣害防除資材
趣 旨：市場価格の著しい変動による契約不均衡の是正
性 格：あくまでも契約条件を調整するといった位置づけである

※特別な要因により燃料油等の市場価格が著しく変動した場合は単品スライド条項の適用対象となる

なお、燃料油等は燃料油(ガソリン・軽油・混合油・重油・灯油)及びチェーンソーオイルとする

区分	条項	概要
国土交通省	工事請負契約書 第26条第5項	価格変動時の請負代金額調整
国有林野事業における造林事業及び 素材生産事業	国有林野事業【造林・製品生産】事業 請負契約約款第26条第5項	工事請負契約書第26条第5項と 文言が同一

単品スライドの主な適用条件

- ① 事業期間終期まで2ヶ月以上残っていること
- ② 変動額が請負金額の1%を超えること
- ③ 市場価格変動を対象とするものであることから随時変更は行わず、精算的な変更契約とする
- ④ 部分払があっても部分検査の通知文書等に対象とする旨記載することで対象とすることが可能

単品スライド手続きの流れ

- ① 請負者がスライド協議を請求〔請負者からの請求〕（例）を参照）
- ② 発注者が協議開始日を通知、請負者が購入価格を証明する書類（実際の購入金額が分かる領収書等と2社以上の見積もり）を提出
- ③ 2社以上の見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入価格での検討を行うことの妥当性を確認
- ④ 実際の購入価格と実勢価格を比較
 - ・実際の購入価格・・燃料油等を複数の月に購入した場合は購入価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格
 - ・実勢価格・・購入した翌月の実勢価格を平均した価格
- ⑤ ④にて算出した価格から燃料油等価格に係る金額を算定し変動額を決定
- ⑥ 変動額が請負金額の1%を超える場合は超えた金額について変更契約を締結（1%を超えない場合はスライド協議対象外）
なお、インフレスライドを既に行っており、請負者負担の1%を控除している場合は単品スライド時に1%の控除は行わない

項目	調査価格（実勢価格）	実際の購入価格	2社以上の見積もり
入手方法	局署等が調査した市場価格	請負者提出の証明書類	請負者提出の証明書類
役割	市場価格水準の把握	実際の調達実態の確認	実際の購入価格との比較（1ヶ月以上）
採用方法	原則、安価な方を採用	条件を満たす場合は高価でも採用可	

証明書類に複数の契約を含んでいる場合の対応

証明書類については、契約ごとに整理されているものを提出すること。なお、証明書類に複数の契約を含んでいる場合は、証明書類の内訳（どの契約にどのくらい使用したのか）一覧表等を作成し証明書類と併せて提出すること

なお、一覧表等については事業日報等から按分を行うなど客観的に説明ができるものとする

部分払がある場合の基本ルール

【原則】 変更契約前に部分払を行った出来高は控除対象

【例外】 部分完了検査の通知を行う書面等に「単品スライド協議の対象とする」旨明記すれば単品スライド対象とできる

（例）請負者 『今回、請求する部分払については、国有林野事業【造林・製品生産】事業請負契約約款第26条第5項の請求対象とすることを要請します』

○資機材が調達できない場合の取扱い

請負者の責によらない事情により、資機材の納期が遅れる場合には、その旨を書面にて発注者宛てに報告ください

(例)

[請負者からの請求]

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 殿

〇〇県〇〇市〇〇番

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

国有林野事業【造林・製品生産】事業請負契約約款第26条第5項の規定に基づく
請負金額の変更請求について

標記について、令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇事業については、契約当初
に比べて事業期間内に必要な【燃料油等・病虫獣害防除資材】の価格に変動が生じたので、
国有林野事業【造林・製品生産】事業請負契約約款第26条第5項の規定に基づき、スライド
協議に係る手続きを請求します。

記

- 1 事業名 〇〇〇〇事業
- 2 請負金額 ￥ . ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ . ー)
- 3 事業期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- 4 請求する主要品目名・材料名
【請求する材料を具体的に記載】